

# 浄化槽設置費補助金

## ～申請の手引き～

弟子屈町では、湖や河川などの水質向上や公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付を希望される方は、「弟子屈町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則」とこの申請の手引きに基づいて、申請を行ってください。

【問い合わせ：弟子屈町役場水道課】

〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

(電話) 課直通 015-482-3437

(F A X) 015-482-2696

## 1. 補助対象地域

弟子屈町内。ただし、弟子屈町公共下水道事業計画区域（認可区域）を除く地域。

## 2. 補助の要件

下記の条件において50人槽以下の浄化槽を、新規に設置する場合及び単独浄化槽から設置替えする場合が対象となります。

- ① 町内に住所を有し、居住または居住しようとする住宅及び事業所
- ② 全国浄化槽推進市町村協議会において登録された浄化槽であること  
(10人槽以下の浄化槽のみ適用)
- ③ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度に基づく保証登録浄化槽であること(10人槽以下の浄化槽のみ適用)
- ④ 弟子屈町排水設備指定工事店の登録を受け、浄化槽工事業の登録又は届出をしている浄化槽設備士を有する町内業者が施工するもの

### 《補助の対象にならないもの》

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

- ① 建築基準法に基づく確認の申請又は浄化槽法に基づく設置の届け出を行わずに設置するもの
- ② 販売の目的で建築する住宅等に設置するもの
- ③ 住宅を借りている方で賃貸人の承諾を得ないで設置するもの
- ④ 申請者が町税等を滞納している場合
- ⑤ 浄化槽工事に着工済みまたは設置済みの場合

## 3. 補助対象経費

合併処理浄化槽の設置に係る経費のうち、合併処理浄化槽本体及び設置・施工に対する工事費。また、ベースコンクリートから上部スラブまでの間の支柱設置に係る経費も補助対象となります。

次の経費は補助の対象経費に含まれません。

- ◇ 家屋からのし尿及び雑排水を合併処理浄化槽本体に接続する排水設備
- ◇ 合併処理浄化槽からの処理水を地下浸透または公共用水域まで放流する放流設備
- ◇ 便所・台所等の改造に要する経費
- ◇ 浄化槽上部などを駐車場として利用する場合の補強工事など、特殊な工事に要する経費

#### 4. 補助金の限度額

補助金の上限額は、次の表のとおりとします。

人槽区分	補助金限度額
5人槽	900,000 円
7人槽	1,150,000 円
10人槽から50人まで	1,530,000 円

※ 人槽の算定は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象  
人員算定基準によるものとします

単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、単独浄化槽の撤去に要した費用に対し 90,000 円を限度額として交付します。

#### 5. 補助金申請の手続き

① 補助金 交付申請	<p>町(建設課建築係)浄化槽設置届を提出後、受付期間内に水道課に必要書類を添え申請書を提出します。</p> <p>なお、申請前に工事に着手した場合は、補助金の対象となりませんので、必ず着手前に申請して下さい。</p> <p>※受付期間は、4月1日から当該年度の10月末まで。(予定)</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 補助金交付申請書 (別記様式第1号)</li><li>(2) 設置場所の見取図</li><li>(3) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書又は建築確認通知書の写し</li><li>(4) 登録浄化槽管理票(C票)の写し</li><li>(5) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証</li><li>(6) 工事契約書の写し</li><li>(7) 住宅を借りている者は、当該住宅の所有者の承諾書 (別記様式2号)</li><li>(8) その他、町長が認める書類</li></ul>
② 補助金 交付決定	<p>申請書類を審査及び現地を確認後、補助金交付決定通知書により交付金の決定を通知。(別記様式3号)</p> <p>補助交付が不相当であれば、審査結果通知書により通知(別記様式4号)</p> <p>※申請内容を変更又は事業を中止しようとする時は、変更交付申請書を提出。(別記様式5号)</p> <p>変更内容を審査しその結果を変更交付審査結果通知書により通知。(別記様式第6号)</p>

③ 工事着手	補助金交付決定通知書を受理した後に、浄化槽設置工事に着手願います。
④ 工事完了	<p>設置工事完了後、1ヶ月以内又は2月末日までのいずれか早い日までに、事業完了届に次の書類を添えて提出して下さい。 (別記様式第7号)</p> <p>(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と締結した業務委託契約書の写し。 (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し (3) 施工中の状況を写した次の写真 ア 浄化槽設備士が実施監督をしていることを証する写真 イ 基礎工事の状況を示す写真 ウ 据付け工事の状況を示す写真 エ かさ上げの状況を示す写真 オ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真</p>
⑤ 確認検査	<p>完了届を受理後、書類審査及び現地検査を行い補助金交付額確定通知書により通知します。 (別記様式第8号)</p>
⑥ 補助金交付請求	<p>補助対象者は、補助金交付請求書を提出します。 (別記様式第9号)</p> <p>※既に施工業者へ工事費の支払いを終えている場合は、領収書の写しを添付願います。</p>
⑦ 補助金交付	<p>補助金交付請求書の内容を確認し、補助対象者が指定した金融機関の口座に補助金を振込みます。 補助金の支払いを受けた後、速やかに施工業者に工事費を支払い、その領収書の写しを提出して下さい。</p>

## 6. その他(維持管理)

浄化槽管理者(所有者)には、浄化槽法による「保守点検・清掃・法定検査」の3つの義務が定められています。

- 「保守点検」とは、浄化槽の健康管理です。

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理していますが、この機能を維持するためには、消毒薬の補充や各装置の調整・清掃などが必要となります。

定期的な保守点検によって、機器の状態・清掃時期を判定することから、浄化槽の働きを正常に保つうえでとても重要な点検となります。

※ 定期点検の頻度は、4ヶ月に1回程度ですが浄化槽の処理方式・規模により異なります。

- 「清掃」とは、浄化槽内に発生した汚泥の引き抜きや機器の清掃作業です。

汚泥等が過度に蓄積されると、浄化槽の機能低下や悪臭の発生原因となり、河川、湖などの水環境に影響を与えることになります。このようなことを防ぐため毎年1回以上の清掃作業が必要です。

- 「法定検査」とは、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能していることを確認する為、年1回、北海道の指定する検査機関(北海道浄化槽協会)による検査を受けることが義務づけられています。